

PRESS RELEASE

報道関係 各位

2021年12月17日
権利情報集約化等協議会

権利情報登録サイト『音楽権利情報登録システム』作品登録受付を開始 また『音楽権利情報検索ナビ』に「利用問い合わせ」機能を実装

登録情報は『音楽権利情報検索ナビ』閲覧者に向け公表
同時配信等の本格化に向け、楽曲利用者のスムーズな権利情報確認をサポート

昨今のデジタル環境の発達により、番組が「放送」と「デジタル配信」の両方において同内容で行なわれること（＝同時配信等）は、今後更なる本格化が予想されます。

しかし、放送とデジタル配信では著作権隣接権者（レコード製作者、実演家）の持つ権利のあり方が異なることで、放送事業者等の利用者（＝利用者）が、「いずれの集中管理団体にも送信可能化権を委任していない著作権隣接権者（レコード製作者・実演家）（＝ノン・メンバー）が権利を有する楽曲で、同時配信等での利用に際して個別の許諾手続きを必要とする旨を意思表示するために、自ら「音楽権利情報登録システム」に作品情報および権利情報を登録した楽曲」（＝利用問い合わせ楽曲）を利用したい場合、放送でのみの利用では必要のなかった権利者への利用許諾確認が同時配信等を行なうことで必要となり、更に無許諾のまま利用してしまうリスクも含め、放送事業者の負担となっているのが現状です。

その現状を鑑み、令和4年1月1日施行の著作権法改正で「放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずる」ことを目的として、著作権隣接権の権利の規定の一部が変更されます。同時配信等における被アクセス困難者等のノン・メンバーの権利が制限され無許諾で利用者によって利用された場合でも、新設される集中管理下での利用料相当額の補償金が支払われることとなります。

それと共に、その権利制限を受けたくないノン・メンバーに対する措置も講じられます。

【登録サイト『音楽権利情報登録システム』について】

今回の著作権法改正をうけ、ノン・メンバーは以下の3つ、

1. 著作権隣接権の管理事業者に送信可能化権を委任し、楽曲の二次使用料の分配を受ける。
2. 利用許諾なく利用され、補償金の支払いを受ける。
3. 自らを「著作権隣接権のノン・メンバーであり、その作品は権利制限を受けず、都度事前に利用許諾の確認を求める」旨を公表するため、文化庁長官が定める方法によって円滑な許諾に必要な情報を公開する。

のうちからのいずれか1つの選択となりますが、『音楽権利情報登録システム』は上記「3.」の対応を希望するノン・メンバーのために、**楽曲や権利者など円滑な許諾に必要な情報の登録を付けております。**

尚、同サイトで登録された情報は、放送事業者をはじめ多くの楽曲利用者が日常的に権利情報の確認を行なう作品検索データベース「音楽権利情報検索ナビ」の閲覧者に、法改正に合わせた

2021年12月27日（予定）より情報の公開を行いません。

【「利用問い合わせ」について】

利用者が同サイトで利用問い合わせ楽曲を検索した場合、「ノン・メンバーが権利を有する楽曲であり、利用の際は都度事前に権利者に使用許諾の確認を求める必要がある」楽曲である旨を明示し、更にそこからEメールで権利者への問い合わせを行なうことも出来る仕組みになっています。

これにより利用者は、同サイトで通常の楽曲権利情報の検索時に、許諾確認が必要な楽曲（利用問い合わせ楽曲）かどうかの判別、その場合の許諾申請連絡も併せて行なうことが可能となります。

権利情報集約化等協議会は、今回の著作権法の改正や同登録システムなどをわかりやすく説明したランディングページを、主に著作隣接権者向けに『音楽権利情報登録システム』内に開設しています。

また、今回の法改正を機に団体への加入や権利委任を行なうノン・メンバーが増えることも想定し、上記のランディングページにて各団体のオフィシャルサイトへのリンクバナーも設置して誘導を図っています。

音楽権利情報登録システム：<https://regist.music-rights.jp/>

著作隣接権者向けランディングページ：<https://regist.music-rights.jp/lp>

また、利用者向けのランディングページも「音楽権利情報検索ナビ」内に開設しています。

音楽権利情報検索ナビ：<https://www.minc.or.jp/>

利用者向けランディングページ：<https://search.minc.or.jp/usage-inquiry/lp/>

■このプレスリリースに関するお問い合わせ

権利情報集約化等協議会

音楽権利情報登録システム／受付事務局

Email：regist_center@jmd.ne.jp